

（仮称）花巻市犯罪被害者等支援条例（素案）についてのパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集の概要

（1）意見募集期間

令和7年12月15日（月曜）から令和8年1月15日（木曜）まで 30日間

（2）周知方法

広報はなまき（令和7年12月15日号）への掲載のほか、市ホームページ及びSNSを通じて周知をした。

（3）資料の閲覧場所

花巻市役所市民生活総合相談センター、花巻市役所総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センター、生涯学園都市会館、なはんプラザ、ぷらっと花巻に備え付けたほか、市ホームページに公開した。

2 意見募集の結果

（1）意見件数 1 件

（2）素案閲覧件数 187 件（備付 32 件、ホームページ 155 件）

（3）パブリックコメントによる意見と市の考え方（詳細は別紙のとおり）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方	素案への反映状況
1	<p>パートナーシップ制度への金銭的優遇措置を促すこの条例には反対である。その理由は、制度上の重大な欠陥が存在するためだ。 現行のパートナーシップ制度には、複数の自治体で重複して申請できるという構造的な問題がある。自治体間でのデータ連携や照合システムが十分に整備されていないため、悪意ある者が異なる自治体で同時に複数のパートナーシップを登録することが技術的に可能となっている。このような制度上の穴が存在する状況で金銭的な優遇措置を導入すれば、不正受給のインセンティブが生まれ、制度の悪用を招くリスクが高い。 金銭的優遇を検討するのであれば、まず自治体間での登録情報の一元管理や相互照合システムの構築など、不正を防止する仕組みを整備できるのか、そのことから検討されるべきである。</p> <p>そもそもパートナーシップ制度そのものに反対である。制度上の不正防止の穴は一例に過ぎず、より本質的な問題は、この制度が日本の戸籍制度を揺るがし、ひいては社会秩序の基盤を弱体化させることにある。 日本の治安の良さや社会の安定性は、戸籍制度による正確な身分管理に支えられている部分が大きい。戸籍は個人の出生、婚姻、死亡といった重要な法的事実を記録し、相続、扶養義務、親子関係など、家族に関わる権利義務の根拠となっている。この制度があるからこそ、社会的な責任の所在が明確になり、法的紛争も最小限に抑えられていると考える。しかし、パートナーシップ制度は戸籍に一切記載されない。法的な裏付けのない関係に社会的承認や権利を与えることで、戸籍に基づく家族制度との間に深刻な不整合が生じる。婚姻制度を経由せずとも実質的な夫婦関係が成立するのであれば、戸籍制度そのものの意義が問われることになる。</p> <p>パートナーシップ制度が普及すれば、戸籍上の婚姻関係を持たないカップルが社会的に承認され、法律婚の形骸化が進む。戸籍によって明確にされてきた家族関係が曖昧になり、誰が誰の家族なのか、誰に扶養義務があるのかといった基本的な事項さえ不透明になっていく。これは相続や社会保障制度にも混乱をもたらしかねない。 パートナーシップ制度の推進は、戸籍制度の形骸化を招き、日本社会の安定を支えてきた基盤を崩す危険性がある。金銭的優遇はこうした変質を加速させるものであり、断固反対する。</p>	<p>犯罪は、被害に遭った本人だけでなく、家族や生活を支えていた人、亡くなった場合の遺族など、身近な人にも身体的・精神的・経済的な影響を及ぼす可能性があることから、第2条に定める「定義」において、「犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第34号）第6条第3項の花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナーシップ関係の相手方」と明記しました。</p> <p>また、第7条に定める「経済的負担の軽減」は、犯罪被害者等の治療・避難・生活再建等に要する費用の負担を軽減することを目的とするものであり、パートナーシップ制度の利用を理由とした個別の金銭的優遇措置を促すものではないと考えます。</p>	修正なし